

第3回

目明かし・徒者<sup>いたずらもの</sup>メリ役<sup>しまやく</sup>のはなし

令和4年 9月3日(土) 13時30分～15時

於 大東コミュニティセンター 多目的ホール

はじめに

1) 警察力として利用された庶民

仙台藩と一関藩の犯罪捜査や被疑者の逮捕を担うのは、町奉行所の同心や目付といった藩の役人であるが、かれらの業務の補助をしたり情報を提供したりする庶民の存在も欠かせなかった。そのような庶民として、仙台北下には目明かしや十人組、郡村には徒者<sup>あいはんも</sup>メリ役や合判持ちと呼ばれる者がいた。

このうち、十人組は同心もしくは目明かしの配下と思われるが、その実態は必ずしも明確ではない。また、合判持ちは、小人目付や目明かしの配下であることを証明する合判を持つ者であろうが、これまたその実態は不明確である。そこで、ここでは、ある程度その実態が解明でき、しかも警察力として重要と思われる目明かしと徒者<sup>じやく</sup>メリ役を中心にはなしを進めることにする。

この警察力として重要な役割を果たした目明かしや徒者<sup>じやく</sup>メリ役は、しかし、蛇<sup>へび</sup>の道は蛇<sup>たと</sup>の譬<sup>たと</sup>えのごとく、多くの場合は犯罪者がその罪を許されて、藩の犯罪捜査に協力するに至った者であり、いわゆる二足の草鞋を履く者であった。これは何も仙台藩・一関藩に限ったことではなく、全国どこにでもみられる現象だった。

2) 芦東山の目明かし否定論

ところで、芦東山は、このような目明かしの存在に否定的だった。すなわち千葉寛二郎氏の訳注『無刑録訳注』第10巻(初版1982年、第2版2007年、一関市教育委員会)259頁に、現代語訳すれば以下のような箇所がある。

古人は<sup>らしや</sup>邏者をおくことをもって治世の事にあらずとした。ましてや<sup>けいせき</sup>警跡や目明かしのたぐいを使うことをや。正<sup>しょうとく</sup>徳中、江戸の儒臣<sup>あらい</sup>新井先生は、無頼<sup>むらい</sup>の匪徒<sup>ひと</sup>をもつて目明かしとすることを力を入れてそした。その論はなはだ正しい。

つまり、古い時代の中国では、よく治まっている世では見廻りする役人をおく必要はないとし、まして盗人の跡を付けねらう者や目明かしの類を使うことはなかった、わが国では、江戸時代の正徳年代に、新井先生が無頼漢を目明かしとして利用することを断固として否定した、この主張はまったく正しい、というのである。

この新井先生とは第6代將軍徳川家宣の政治顧問であった新井白石<sup>いゑのぶ</sup>であり、次に紹介するように、彼の主導で正徳2年(1712)9月に目明かし使用禁止令が出された。芦東山は、この白石の主張をはなはだ正しいと評価したのである。東山も、天下の御政道は、裏でこそこそと目明かしなどを利用せず、正面から正々堂々<sup>はくせき</sup>と行われるべきであると考えていた

ことは間違いない。<sup>こうこつかん</sup>硬骨漢、東山の面目躍如というべきか。もっとも、東山が目明かし使用禁止を藩に提言した形跡はないように思われる。この点はさらに確認する必要がある。

それはともかく、今回は、芦東山がその存在を非難したこの目明かしと、とくに農村部において目明かしと同様の役割を果たした徒者<sup>めり</sup>役が、仙台藩・一関藩においてどのような存在だったのかについて検討を加えたい。

## I 目明かし

### 1) 江戸幕府の目明かし

#### ① 目明かし使用禁止令

江戸幕府も、近世前期には目明かしを積極的に利用していたが、近世中期に至り、すでに紹介した通り新井白石がその使用を禁止した(正徳2年(1712)9月、『御触書寛保集成』15号)。この法令の読み下し文を掲げておこう。

近年以来、罪惡極重の輩をたすけおき、目明かし・<sup>くちと</sup>口間いなどと名付け候て、もし罪の疑わしき者出来候時は、奉行中かの輩に申し付け、あるいは捜し求め糺明せしめ、ことの実否、罪の有無を決断これある由に候、たとい彼の輩の申ところ、そのことをあやまらず候とも、奉行の面々これらの輩の力を借り用い候て、天下の御政事を取り沙汰候はんこと、はなはだもってしかるべからず候、また彼の輩の申すところ、あるいは遺恨により、あるいは賄路によりて、ことの体引き違え、理を非とするの類、種々これある由風聞候、よろしく早く彼の輩に本罪をただし、自今以後これらしかるべからざることども停廢あるべきことに思し召され候こと、

以後、目明かし使用禁止が幕末まで継続する。

#### ② 岡っ引き

しかし、彼らは「<sup>おか</sup>岡っ<sup>び</sup>引き」などと名を替えて使用され続ける。それは、江戸の正規警察力がきわめて弱体だったからに他ならない。正規警察力は、

- ・南北両町奉行所の<sup>さんまわ</sup>三廻り<sup>じょう</sup>同心(定廻り各6人・臨時廻り各6人・隠密廻り各2人)が中心
- ・他に火付け盗賊改め

がある程度だった。これを補完する岡っ引きは同心が私的に利用した者であり、<sup>じって</sup>十手も預けられることはなかった。確かに犯罪捜査や被疑者捕縛に一定の役割を果たしたと思われるが、実はその弊害も大きかった。この点は、仙台藩・一関藩の目明かし・<sup>めり</sup>めり役と共通点があるので、後ほど触れることにする。

### 2) 仙台城下の目明かし

仙台藩の目明かしは、『<sup>こうざん</sup>肯山公(=4代藩主<sup>つなむら</sup>綱村)治家記録』後編巻の39、<sup>げんろく</sup>元禄元年(1688)12月7日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』12巻、170頁)の、被疑者探索のため「南部へ八町同心武右衛門、彦内、湯原ノ者、目明シ四兵衛ヲ差遣ス」との記事などから、元禄期には存在したことが確かだろう。

しかも、この目明かしは、藩の最下級役人である「凡下列」29段階の最後尾に位置付けられ、また目明かしのなかには藩から拝領屋敷を与えられている者も確認できるので、明らかに公認された存在である。おそらく定員は1名だったと思われる。

ただし、この目明かしの下には「十人組」と呼ばれる多数の手下がいた。この十人組が江戸の町の岡っ引きに当たる者と思われる【資料1】。もっとも、この十人組については、そもそもなぜ十人組と呼ばれたかという初歩的なことさえ不明で、その活動実態もよく分からない。今後の研究課題である。

それはともかく、目明かしの職務はおよそ次の通りである。

① 犯罪捜査

- ・これが職務の第1であることはいうまでもない。自身が直接乗り出していくこともあるが、実際には十人組や合判持ちと呼ばれる手下や乞食小屋主を駆使して捜査を行った。
- ・活動地域は藩外にも及び、他藩の目明かしとのネットワークが構築されていたようである【資料2】。

② 乞食支配

- ・目明かしが乞食を支配下に置いて犯罪捜査に利用していたことは、享保5年(1720)に「目明かし十右衛門」が藩に提出した「恐れながら口上書をもって左の通り窺い奉り候」という文書によく表れているが、これについては次回の乞食小屋主についてはなすときに詳しく解説したい。

③ 香具師支配

- ・遅くとも元文3年(1738)以来、他領からきた薬売りや山師の類が城下に宿泊する場合は、宿を提供する者がその香具師を目明かし宅に連れて行って届けをし、また、香具師が在方に行く場合は、目明かしが在方の小方(=合判持ち)宛の添え状を発行したらしい。
- ・ただし、香具師支配は主として国分町の小竹屋長兵衛が行っており、この小竹屋の香具師支配と目明かしの香具師支配とがどのような関係になっていたのかがよく分からない。

④ 芝居・芸能興行支配

- ・芝居・芸能興行に目明かしが関係することは、おそらく全国的にみられる現象であり、仙台藩領でも文政元年(1818)2月の芝居興行に目明かしの「北目町運五郎」が関与していた資料がみられる。しかし、その実態の解明はまだ不十分である。

3) 一関市域仙台藩領の目明かし

一関市域に関係すると思われる目明かしについては、『肯山公治家記録』後編巻の54下、元禄4年(1691)6月18日条(『仙台藩史料大成 伊達治家記録』15巻、301頁)に、「輪王寺入仏開堂の赦を行わる、涌津(花泉町)茂左衛門本所御免、かつ目明かしに命ぜらる」との記事がある。

この茂左衛門は本所御免となっているので、単純に考えれば一関藩領である涌津の目明かしに任じられたといえそうだが、判決は仙台藩の評定所が下しているのので、仙台藩領の目明かしになった可能性も排除できない。しかし、その後の諸記録には、仙台北下の目明かしは確認できても、仙台藩領の在方に目明かしがいたという記録は見出せない。一関市域の仙台藩領についても目明かしの存在を示す資料をもたない。

となると、この茂左衛門は仙台北下の目明かしに任命されたのだろうか、それとも在方

の合判持ち等の目明かしの手下にされたのだろうか。判断に迷うところである。

いずれにしても、一関市域の仙台藩領には目明かしはおかれなかったが、その支配を受ける合判持ちは各地に存在したろう。また、香具師も目明かしの指示を受けて犯罪捜査に携わったのではないか。さらに、大肝入の下に徒者<sup>めり</sup>役がおかれて警察業務を担ったことは、他の仙台藩農村部と同様である。

#### 4) 一関藩領の目明かし

これに対して、一関藩領においては、【資料3】のごとく明らかに目明かしが存在する。もっとも、No.13は正規の目明かしでなく、No.1、8、17も正規の目明かしといえるかどうか疑問が残るが、これら以外の13件は、目明かし・仮目明かし・目明かし下役・目明かし加勢の肩書きを有しているので、目明かしの類型に入れることができる。

『一関市史』1巻・通史(一関市、1978年)697頁によれば、文化2年(1805)当時の目明かしは、他の町役人である検断肝入・組頭・御本陣守・舟守と並んで駅役(=労務提供)を免除されているので、公認された存在であったことは確かだろう。

ただし、『同上』700頁に、軍書・浄瑠璃等の興行は、「目明ノ手当ニ折節ハ御免アルベキコトナリ」とあることから、おそらくは目明かしとしての公費支給はなされず、芸能興行その他の事業主になることで収入を得ていたものと思われる。

ところで、【資料3】は、『増補刑罪録』の書名の通り、悪事を犯した目明かしの処罰事例を示したものであり、肝心の犯罪捜査・被疑者捕縛に果たした目明かしの役割を直接示してはいない。一関藩士の原田家所蔵の「御目付勤め方」に、寛政元年(1789)6月に、目明かし三之助が、召し捕り者について功績があったとして1貫500文の褒美を与えられた記事があり(『一関 原田文書』172頁)、目明かしの本来の役割の一端を示していると思われるが、ここでは、【資料3】から読み取れる目明かしの特徴を拾ってみよう。

- ・目明かしは、ほとんど城下の一関町あるいは二関町に居住している。
- ・悪事の結果目明かし等の役職を「召し放」されているので、任命も公的なもので、決して私的に使用されている者ではない。
- ・諸事件に介入して内済し、謝礼金等を受け取る。
- ・犯罪者と内密に繋がりをもったり、故意に逃亡させたりする。
- ・小唄興行などの芸能者と一定の関係をもつ。
- ・おそらく十手・早縄等の捕り物道具をもつ。

さしあたり【資料3】から以上の点を読み取れるとすれば、犯罪捜査や被疑者捕縛に協力する反面として、事件に立ち入って内済を図り、そのための報酬を受け取ったり、場合によっては被疑者の逃亡を手助けするなど、その存在の弊害をも確認できるだろう。

以上のような弊害は、決して一関藩の目明かしに特有なものではなく、おそらく仙台藩も含めて、全国的に多かれ少なかれ指摘できることであろう。このような弊害があるからこそ、幕府は目明かしの使用を禁止したのだが、一関藩は、そして実は仙台藩も、城下の目明かしの使用を幕末まで続けた。それは一体なぜなのか。この問いに答えなければならぬのだが、それは、目明かしと類似的な性格をもつ<sup>めり</sup>役について検討した後に、まとめて考えてみよう。

なお、目明かしと遍歴する芸人との関係を示す文献としては、豊後大掾<sup>ぶんごだいじょう</sup>を名乗る江戸の

浄瑠璃語りの旅日記である『筆満可勢』を挙げられる。すなわち、その文政 11 年(1828)8 月 6 日条に「山の目(旧一関市)菅原や東蔵」の世話で、その弟で一関(同)にいる三蔵という目明かしの家で興行することになり、さらに同月 9 日条に「一ノ関目明し才三郎どの方にて為寄興行、山ノ目より三蔵方え引越」とある(『日本庶民生活史料集成』3 卷(第一書房、1969 年) 604 頁)。

ちなみに、ここに名前の出てくる三蔵と才三郎と同一人物と思われる、「両町メ役三蔵、目明才三郎」は、天保 4 年(1833)4 月に、肝入の考えで一関村の者を所払いに処した際、同心の指図のもとではあるが、目明かし宅で百姓を酷く取り扱い不行届きだとして、叱りの処分を受けている(『増補刑罪録』2079 号、【資料 3】の No. 7 及び【資料 4】の No. 12)。権威を傘に、強勢・不法な取り調べを行う目明かしやメり役の姿が窺われる。

## II メり役

### 1) 仙台藩領の徒者メり役

一関市域に限らず仙台藩領全体のメり役は、一般に徒者メり役と呼ばれており、大肝入に附属して、文字通り徒者や博奕犯、喧嘩口論の取り締まり等、その地域の治安維持を図るとともに、大肝入の指揮を受けて年貢・諸役納入の督促などにも携わる任務を有した。

元文～延享期(1736~1747 年)の資料に徒者メり役の語がみえるので、その頃にはこの職名が成立していたと思われるが、すでに近世前期にその前身といえる役人は存在していたろう。そのような性格の役人は、全領一斉に設置されたわけではなく、必要に応じて地域ごとに設けられたものであろう。

このメり役は大肝入の私的な使用人ではなく、藩によって公認された村役人であり、就任する人物は、このような治安維持を図れるとともに、博奕犯等とも一定の繋がりのある人物であり、これまた二足の草鞋を履く人物だったといつてよかろう。

その定員は、原則として大肝入手前に 1 名宛であるが、藩の許可を得て人数を増やすことができた。一方、仮役・加勢・下役などを利用してはならないとの法令も出されているが、実際にはメり役のみではどうい職務を遂行できず、各種名称を付けた手下が利用され続けた。

徒者メり役は、上記の通り大肝入に附属した役人であるが、時には小人目付にも利用されたい。大肝入としては、自分の部下である徒者メり役を小人目付が利用することをできるだけ排除したかったようだが、慣例として小人目付にも利用されており、藩としても一応それを黙認していた。

### 2) 一関市域仙台藩領のメり役

一関市域では徒者メり役を単にメり役と呼ぶことが多いように思われるが、それはともかく、一関市域仙台藩領のメり役について現在入手している関係資料はごくわずかで、1 つは、明治元年(1868)12 月に東山で生じた百姓一揆において、曾慶村(大東町)や長坂町(東山町)のメり役の居家が打ち破られたという記事(北上市史刊行会編『北上市史』3 卷、近世(1)(北上市、1976 年)967・8 頁)である。この一揆は同月 23 日に曾慶村から始まり、翌 24 日には渋民村(大東町)に移動し、肝入芦宇一郎家が酒飯を出して、わずかな被害で済んだようである。

しかし、寛政<sup>かんせい</sup>9年(1797)に仙台領北部に勃発した、仙台藩としては希有な大百姓一揆でも、その要求項目の1つに「徒者<sup>とら</sup><sup>めり</sup>役、責め付け方へ相廻られ候ことは、相止められ候こと」とあり(吉田『仙台藩刑事法の研究』50頁)、<sup>めり</sup>役は日常的に百姓の恨みを買うような存在だったのであろう。

第2は、江戸の落語家である船遊亭扇橋が著した『奥のしをり』のなかで、天保<sup>てんぽう</sup>13年(1842)3月10日に「山ノ目<sup>めり</sup>役藤吉殿」の世話になり、3晩座敷で興行している記事である(『日本常民生活資料叢書』9巻(三一書房、1972年)9頁)。この資料に表れる、こうした遍歴する芸人の世話は、その地の顔役によくみられることであり、目明かしないし<sup>めり</sup>役に任じられる人物の性格をよく示しているといえる。

### 3) 一関藩領の<sup>めり</sup>役

一関藩の『増補刑罪録』には、【資料4】のように、相当数の<sup>めり</sup>役関係の記事がみられる。まずは、この表から読み取れる<sup>めり</sup>役の特徴を挙げてみよう。

- ・名称は<sup>めり</sup>役が多数だが、徒者<sup>とら</sup><sup>めり</sup>役・御郡<sup>ごごほ</sup><sup>めり</sup>役とも呼ばれている。
- ・御郡<sup>ごごほ</sup><sup>めり</sup>役との名称からすると、郡単位で設置されたように思われるが、仙台藩の例からすると、やはり大肝入に附属する形で設置されたものであろう。
- ・目明かしと同様、悪事の結果<sup>めり</sup>役の役職を「召し放」されているので、任命も公的なもので、決して私的に任用されている者ではない。
- ・No.12の「両町」は城下の一関町・二関町を指すと思われるが、ほとんどは農村部に居住している。
- ・横目に従って召捕者に携わっている。しかし、その一方で、被疑者の逃亡を手助けする事例も目立つ。
- ・諸事件に立ち入って内済を図り、謝礼を受け取る事例がみられる。
- ・博奕との係わりが深い。

これらの特徴をまとめれば、<sup>めり</sup>役は、大肝入に附属して、横目の指示を受けながら犯罪捜査・被疑者捕縛等の警察業務の一端を担った。例えば、【資料4】にはあらわれていないが、寛政元年(1789)6月に、流涌津村(花泉町)の<sup>めり</sup>役久右衛門は、蝦鳴村(同)藤蔵を召し捕ったとして1貫文の褒美を与えられている(『一関 原田文書』172頁)。

一方、<sup>めり</sup>役は、自身がその地の顔役として、博奕打ちや遍歴する芸人等と深い関係をもちつつ、内済取りまとめや犯罪者の利益を図ることで収益を貪る性格の人物である。

なお、<sup>めり</sup>役との肩書きが記されていないので、【資料4】には掲げなかったが、天明6年(1786)5月に、強勢に召捕者をし、我儘で村役人・親類・組合の申し付けを軽んじて村の風儀を取り乱したとして、牢舎30日に処された、東山摺沢村(大東町)吉郎兵衛(『増補刑罪録』811号)、文政3年(1820)4月に、理不尽申し懸け・傷害等のほか、百姓に不似合の十手を所持して強勢・不法として、江嶋(現宮城県女川町)へ流罪、持ち道具欠所となった、西黒沢村(旧一関市)甚作<sup>しんさく</sup>の四左衛門(『同上』850号)なども、<sup>めり</sup>役に関係する人物だったかもしれない。

### おわりに

公的な警察力がきわめて弱体だった江戸時代においては、犯罪者の罪を許す代わりに警

察力の協力者・情報提供者となる目明かしが必要不可欠だった。しかし、支配の正当性を重視する新井白石や芦東山は目明かしの使用を否定した。江戸幕府は、この新井白石の主張する理念を受け入れて、近世後期には目明かしの存在を認めなかった。しかし、現実には、目明かしが岡っ引きと名を変えて、必要悪として存在し続けた。

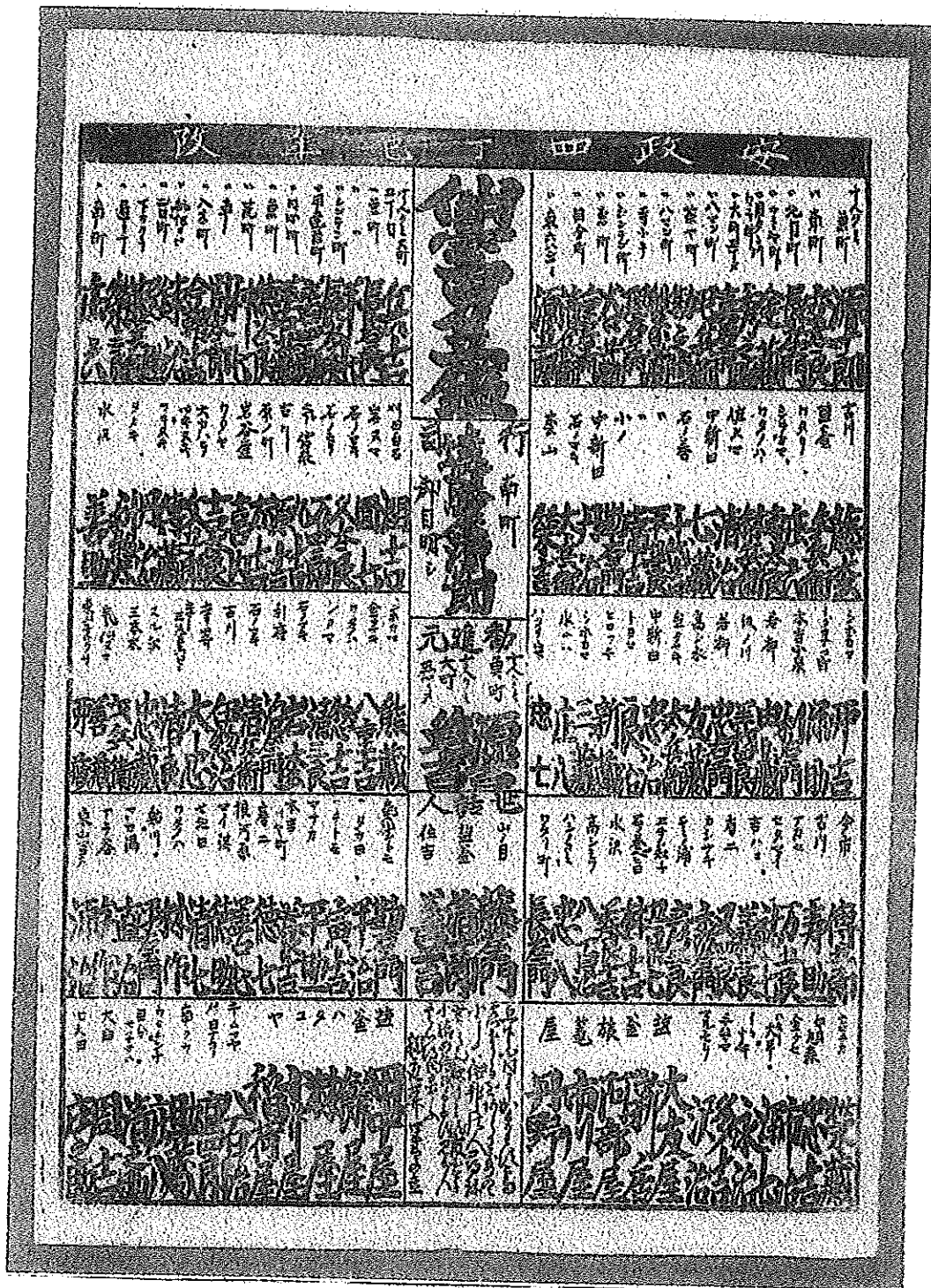
これに対して仙台藩は、目明かしを最下級役人として位置付けたように、その存在を否定することはなく、一貫して利用し続けた。実際、目明かしとその配下の十人組は、藩の警察力として一定の役割を演じている。芦東山も、理念として目明かしを否定した新井白石に賛意を示しているが、藩に目明かし禁止を提言したことはなかったように思われる。したがって、仙台藩は幕府と異なり、目明かしを公的に認められた警察力として使用したのである。

なお、一関藩は、城下の警察力として、おそらく仙台藩が十人組と称した警察力を目明かしと呼んで、同じく公的にその使用を認めている。なぜ十人組と呼ばないで目明かしと呼んだのか、この初歩的な疑問を初めとして、一関城下には何人程の目明かしがいたのか等、その実態解明がぜひ必要である。

一方、一関市域の農村部の警察力としては、仙台藩領・一関藩領ともに徒者〆り役がその中心となった。彼らは大肝入の下に原則として1人配置されたが、広域をカバーするためには1人では不足であり、加勢とか仮役といった名目で、複数人おかれる場合もあった。農村部の公的警察力は城下以上にきわめて脆弱だったため、徒者〆り役を複数人おかざるを得ない地域が多かったのではないか。

なお、彼らは諸国を渡り歩く芸人の世話をする等、仙台北下の十人組と同様にその地域の顔役であり侠客だったのではないかと思われるが、大肝入の指示のもとで百姓に対して年貢・諸役の過度な督促を行ったりすることもあり、百姓一揆に際してその攻撃対象になったこともあることを見逃してはならない。

オトコダテカガミ  
 (資料1) 仙台男立鑑 (『仙台市史』資料編3・近世2・城下町、口絵)





[資料2]

① 仙台市史編纂委員会編『仙台市史』通史編4・近世2 (仙台市, 2003年) 141頁

目明 仲吉  
 唐丹生屋二  
 相勤居候  
 大町五丁目  
 大和屋久兵衛  
 手代  
 一、金五兩 目明 仲吉  
 唐丹生屋二  
 相勤居候  
 大町五丁目  
 大和屋久兵衛  
 手代  
 一、金五兩 目明 仲吉  
 (中略) 八三郎  
 右五口令、金五兩三歩下  
 錢五百文、御町奉行手前  
 置金之内を以被相渡  
 書付可被相出候、但、飯田  
 能登妻并同人家来  
 日塔尊右衛門被相尋候処、  
 右仲吉成、南部迄  
 相越、身分をいど八十  
 相働、重罪之者を  
 召捕候、右八三郎等  
 右二付而路金を用  
 立候、右迄儀者内之者等  
 用立御用間を合、せ候  
 に付、右之通御褒美  
 被下置旨御奉行衆  
 被仰渡候二付、如此二  
 御座候、以上  
 宝曆元年 石川伝八郎  
 九月 島中助總  
 (後略)

98 目明の活動を示す文書 目明仲吉が「南部」まで出向いて活動を行ったことが記されている

② 山形市史編集委員会編『山形市史編集資料』10号 (1968年) 収録『山形  
 四年中行事』(足輕目付の御用間) 13頁

近国目明	
天童 喜八兵衛 郎	尾花 沢藤 九郎
楯岡 運七	東根 健藏
谷地 市兵衛	左澤 又藏
酒田 傳之助	鶴ヶ岡 剛助
秋田 高橋 五兵衛	越後 村上 祐作
八幡堂 利左衛門	五丁目 忠吉
上ノ山 源左衛門	津軽 橋本 喜十
伊達 達政吉	同桑折 嘉藏
同八丁目 和七	同福嶋 元右衛門 子分 佐助
同本宮 卯太郎	同二本松 惣右衛門
同白川 水戸屋 喜四郎	同白坂 佐吉
宇部宮 福田屋 源兵衛	仙臺 太吉
塩竈 荒能峯 右衛門	石巻 徳左衛門

【資料3】『増補刑罪録』に見られる目明かし関係記事

No.	年	月	名	前	肩	書	住所	記事内容	刑罰	通し番号
1	元文4年(1739)	8月	不明		目明かし	同様の者2人	不明	横死の者を自己の取り計らい、訴えず	戸結7日	1557
2	寛政12年(1800)	11月	与助		目明かし		不明	御所徘徊禁止の者を出入りさせる	目明かし召し放し 戸結20日	1882
3	享和3年(1803)	9月	太兵衛		仮目明かし		二関町	盗まれ物を内窓に筒屋より取り戻し	押込5日	1892
4	文化4年(1807)	2月	太兵衛		目明かし		不明	勤めを召し放されたメリ役をそのまま召し使う	押込5日	1913
5	文化11年(1814)	7月	吉郎兵衛		目明かし		不明	町内で小唄興行の節、役筋不似合いの取り計らい	押込10日	1967
6	文政2年(1819)	閏4月	与左衛門		仮目明かし		一関町	留守の時、無宿等が博奕をしたのを不心得	仮目明かし召し放し 戸結10日	671
7	天保4年(1833)	4月	才三郎		目明かし		不明	一関村の者所私いを肝入に首尾させた	叱り	2079
8	天保4年(1833)	7月	源治		目明かし代		二関町	召捕者の節出村し、酒代金配分を受ける	押込5日 過料代10貫文	521
9	天保9年(1838)	4月	不明		目明かし下役		不明	百姓喧嘩の節、捕縛者取り逃がし	役働召し放し 押込3日	1649
10	天保9年(1838)	9月	源兵衛		目明かし加勢		二関町	召捕者の節、出奔立ち帰り者を覚えがないと主張	目明かし加勢召し放し 押込10日	1266
11	天保9年(1838)	9月	伊太夫		目明かし加勢		二関町	召捕者の節、取り纏いの取り計らい	押込7日	1267
12	天保10年(1839)	2月	太吉		目明かし加勢		二関町	茶碗内済、謝礼金を受ける	1ヶ年奴	536
13	天保10年(1839)	2月	佐兵衛		目明かし手先の体に偽り		鬼死骸村	盗賊一件に立入内済	1ヶ年奴	537
14	天保14年(1843)	8月	浅井忠右衛門		目明かし加勢		二関町	妊娠の女縄始末、取り扱い過甚	牢舎20日	875
15	弘化元年(1844)	12月	長次郎		目明かし加勢		一関町	御蔵入りへ密石の者吟味等閑	押込10日	2223
16	安政2年(1855)	7月	龜藏		目明かし加勢		二関町	町場出役同心に宿意、謗言	叱り	1087
17	安政3年(1856)	2月	惣十郎		不明		流金沢村	石巻へ行った際、十手・早縄を用意	押込15日	604

【資料4】『増補刑罪録』に見られるメリり役関係記事

No.	年	月	名	名前	肩	書	住	所	記	事	内	容	刑	罰	通し番号
1	明治8年(1771)	5月	基太夫	流金沢町	メリ役		流金沢町	盗賊を己の取り計らいで追払い				押込5日		1769	
2	寛政元年(1789)	10月	市太郎	流峰村	メリ役		流峰村	出奔お尋ね者を見逃す				押込10日		1829	
3	寛政2年(1790)	10月	久左衛門	流	メリ役		流	お尋ね者を数年見逃し、召捕の節無宿者の取り返り				押込10日		1832	
4	寛政10年(1798)	8月	久左衛門	流浦津村	メリ役		流浦津村	役筋権威をもって横目への申し出表裏				押込10日		1221	
5	寛政元年(1801)	9月	藤蔵	流金沢町	メリ役		流金沢町	本所不心得の者を宿す				押込10日		271	
6	享和3年(1803)	11月	藤蔵	流金沢町	メリ役		流金沢町	召捕者の節、役筋不似合				戸籍20日		1898	
7	文化4年(1807)	2月	与惣太	流金沢町	メリ役		流金沢町	勤めを除かれた身分で訴状取次				押込10日		1912	
8	文化9年(1812)	12月	八右衛門	市野々村	徒番メリ役		市野々村	侍召仕の女無行衛の節、内済取り計らい等				年寄20日		1951	
9	文化14年(1817)	2月	与五右衛門	流金沢町	メリ役		流金沢町	他村の者を盗賊の風説のみで召捕、無宿同様の扱				叱り		1981	
10	文政9年(1826)	8月	藤蔵	流金沢町	メリ役		流金沢町	無宿者召捕の節不始末				押込2日		2035	
11	天保3年(1832)	11月	武治右衛門	流金沢町	御郡メリ役		流金沢町	他村の者を細始末の節、横目へ賄賂で御御免				御郡メリ役差免	戸籍20日	518	
12	天保4年(1833)	4月	三蔵	面町	メリ役		面町	一蘭村の者所払いを肝入に首属させた				叱り		2079	
13	天保4年(1833)	7月	権左衛門	流浦津村	御頭・メリ役兼帯		流浦津村	博奕、酒代金を受けて同類取り包み				御頭・メリ役兼帯召し放し	3ヶ年叙	692	
14	天保4年(1833)	7月	七兵衛	流峰村	メリ役		流峰村	博奕場に來ながら、酒代金を受けて見逃し				メリ役召し放し	1ヶ年叙	694	
15	天保4年(1833)	7月	卯十郎	流浦津村	メリ役		流浦津村	召捕者の節、横目を案内し、酒代金を受けてわざと門違い				メリ役召し放し	年寄10日	1250	
16	天保6年(1835)	12月	文平	流浦津町	メリ役		流浦津町	金銭取引等因				叱り		2099	
17	天保9年(1838)	4月	卯十郎	流浦津町	メリ役		流浦津町	肝入軒曲との格え事を無吟味				押込5日		2132	
18	天保9年(1838)	12月	文平	流浦津町	メリ役		流浦津町	密蔵預り、その一部を自由にする、買入より酒代金を受ける				メリ役召し放し	1ヶ年叙	1433	
19	天保10年(1839)	8月	休治	東山瀧沢村	メリ役		東山瀧沢村	密蔵預り一件に立ち入り内済取り計らい				叱り		1276	
20	天保10年(1839)	8月	三右衛門	流浦津町	メリ役		流浦津町	追放者不吟味、取り逃がし				押込5日		1659	
21	天保11年(1840)	5月	利吉	流金沢町	メリ役		流金沢町	謝礼金を取り、盗難一件内済取り計らい				1ヶ年叙		1279	
22	天保14年(1843)	8月	久治	流金沢町	メリ役		流金沢町	隣村の政障へ立ち入りながら役筋不似合				押込5日		2194	
23	天保14年(1843)	8月	藤蔵	東山瀧沢村	メリ役		東山瀧沢村	不正の勤め方				吟味中出奔		2530	
24	弘化元年(1844)	4月	常五郎	北小梨村	東山御郡メリ役		北小梨村	不正の所為を見逃し、専ら内済を專とする				年寄10日	御郡メリ役召し放し	1300	
25	弘化元年(1844)	8月	源三郎	流浦津町	流浦津町メリ役		流浦津町	盗品につき不吟味				叱り		2221	
26	弘化元年(1844)	8月	三右衛門	流浦津町	メリ役		流浦津町	盗物一件につき勤め方不尋				御郡メリ役召し放し	年寄10日	1055	
27	弘化元年(1844)	8月	源蔵	金沢町	流浦津町メリ役		金沢町	盗物一件につき勤め方不尋				御郡メリ役召し放し	年寄10日	1056	
28	弘化2年(1845)	3月	久治	流浦津町	東山御郡メリ役		流浦津町	謝礼金を取り、吟味中の者を寺へ駆け入らせる				御郡メリ役召し放し	戸籍10日	560	
29	弘化3年(1846)	5月	源三郎	流浦津町	御郡メリ役		流浦津町	他村の者吟味過甚、網懸け				戸籍10日	過料代3圓文	879	
30	弘化3年(1846)	11月	政吉	流浦津町	メリ役		流浦津町	博奕、一旦逃げ去り				年寄10日	1ヶ年叙	736	
31	弘化3年(1846)	11月	政太郎	流浦津町	メリ役		流浦津町	博奕				年寄10日	1ヶ年叙	737	
32	弘化4年(1847)	6月	三右衛門	流浦津町	メリ役		流浦津町	博奕場へ踏み込みながら、謝礼金を受けて内済取り計らい				メリ役召し放し	1ヶ年叙	754	
33	弘化4年(1847)	6月	石川源蔵	金沢町	流浦津町メリ役		金沢町	博奕犯より賄賂を受け内済				御郡メリ役召し放し	過料代3圓文	755	
34	安政元年(1854)	2月	文十郎	市野々村	メリ役		市野々村	圍碁方卒忽、役筋不似合				メリ役召し放し	押込5日	1075	
35	安政2年(1855)	5月	徳十郎	流金沢町	御郡メリ役		流金沢町	謝礼を受納して、他村紛失物一件に立ち入り内済済き流し				御郡メリ役加勢召し放し	押込3日	過料代500文	2344
36	安政2年(1855)	5月	岩瀬吉兵衛	流金沢町	メリ役		流金沢町	紛失物一件内済につき聞き流し				押込3日	宛	2346	
37	安政3年(1856)	10月	惣十郎	流金沢町	旧メリ役		流金沢町	メリ役勤仕中、田地不正に立ち入り、卒忽				叱り		2364	